

7月1日から

マル福

医療福祉費

受給者証が

新しくなります



7月1日から、マル福医療福祉費受給者（重度、心身障がい者・ひとり親家庭）の方の受給者証が更新されます。

該当される方には、6月末日までに新しい受給者証を送付します。県内の医療機関などで受診する際は、必ず受給者証と被保険者証の提示をお願いします。

■お問合せ

保険年金課

☎0297(21)2187

児童手当・特例給付について

◆支給対象者

中学卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は 15,000円)
中学生	一律 10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額を超える場合は、特例給付として月額一律5000円を支給します。

※所得の申告がされていないと支給額の算定ができません。

◆所得制限限度額

まず、確定申告及び市県民税申告が必要な方は、現況届提出までに必ず申告を済ませましょう。

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 (給与収入のみの場合)
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

①所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得税ベース）は、

右記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額となります。

②扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額（所得税ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

◆支給時期

毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

◆支給要件

①児童が日本に住んでいること。

②両親が別居している場合は、児童と同居している方を優先します。（単身赴任などの場合口を除く）

③児童福祉施設などに入所している児童については、入所している施設に支給します。

■お問合せ

子育て支援課

☎0297(21)2191

▼メールで「有料サイト利用料金が未納です」は、架空請求詐欺です